

[平成15年第 6回12月定例会-12月16日-04号]

◆14番（松坂知恒議員） お疲れさまです。

御熱心な御議論で、予定していた質問をかなり省略いたしますが、文章を変えて質問いたしますので、御答弁される皆様はよく聞いて御答弁ください。かなり変えております。

第131号議案について質問いたします。

この廃棄物の持ち込み料金を値上げする議案について、新中工場の施設整備費、設備の維持管理費を利用者に応分に負担してもらうということが値上げの根拠ですが、値上げ幅や料金徴収の手法について大きな疑問があります。

1、なぜ7年ぶりに31.25%の値上げなのでしょう。これは答弁がありましたので、省略します。

2、また、31.25%の値上げという激変を回避するために、今後は緩やかに値上げすべきと考えますが、いかがでしょうか。新中工場で31.25%なら、新安佐南工場の完成時にまた31.25%上げるのでしょうか、お答えください。

3、また、新中工場にかかわる経費を負担すべきは排出者です。ところが、この議案は収集運搬業者にのみ過大な負担を強いる内容です。収集運搬業者にとって、いかに排出者から上乘せした料金を徴収するか、頭を悩ませる課題が突きつけられています。そもそもこの議案は、排出者としての責任を担わせるという議案になっていない点に問題があります。料金改定を排出者に市が周知徹底させる、適切な運搬料金を支払わない排出者については市が指導する、あるいは排出者から市が直接徴収するなど、収集運搬業者に係る負担を軽減させる方策を市がとるべきと考えます。料金徴収方法について工夫もせず、ただ、収集運搬業者にのみ徴収の負担を強いるというのでは、大きな問題ありと言わざるを得ません。

市長の考えをお聞かせください。

次に、132号議案、下水道料金についてですが、下水道局が値上げ議案と同時に公表した新財政収支計画について疑問があります。

今後4年間に市街化区域の下水道整備は、家が点在している地域や田畑、山林に囲まれた地域についても整備するので費用がかかるとの下水道局の説明でした。費用に対する収益性の低い工事を続けて、4年後に、今回以上に大幅に値上げをされたのでは市民はたまりません。

そこでお尋ねします。

市街化区域については、やみくもに下水道整備を進め、その負担を4年後に改めて市民に強いるのでしょうか。

2、下水道局は、下水道の普及以外に市街地の浸水対策や老朽施設の改築などの事業も進めています。あれもこれも同時に実施すれば膨大な費用がかかり、市民の負担も過大な

ものとなります。どの事業が最優先なのか、局としての優先順位をお聞かせください。

3、郊外の河川の汚濁は生活排水の垂れ流しのため進んでいます。市街化区域外の地域の汚水対策は、下水道、農業集落排水、合併浄化槽の3本立てですが、どの地域をどういった手法で、いつ整備するのでしょうか。市の考えをお聞かせください。

水道局、経済局、環境局の3局で話し合いながら、整備計画を立てていると聞きました。3局で話し合われている内容についてお聞かせください。

4、市街化区域に指定されると、下水道、道路、公園を整備しなければならないと都市計画法第13条に記載されています。ところが、下水道局が今後整備を進めようとしている市街化区域には、田畑の中にぽつんと1軒ある地域、山林に囲まれた地域などが見られます。都市計画法にいう市街化区域とは、第7条第2項に、市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に市街地となることが計画されている地域と明確に定義されています。広辞苑を引きますと、市街地とは人家の密集したところを指し、人家がぽつんとあるところや点在するところは決して市街地とは呼びません。これらを市街地と呼ぶならば、山林や田畑の中に都市公園をつくらなければならなくなります。これは、市街化区域の決定が不適切だったからとしか考えようがありませんが、市はなぜこのような市街地でない場所を市街化区域として決定したのかお答えください。また、市街地でない区域を市街化区域から外せば、下水道、道路、公園など余分な整備をしなくてもよくなり、公共工事費の抑制につながると考えますが、いかがでしょうか、お答えください。

次に、第124号議案、議員歳費の削減については、議員皆さんによる真摯な議論が求められていますが、私は削減すべきと考えます。また、それは、市民の声でもあります。議会は一定の結論を早期に市民に示すべきと考えております。その一方で、歳費の一部を返上するとした場合、市当局より歳費の返上はできないと言われました。その理由をお聞かせください。また、期末手当や費用弁償については返上できるのでしょうか。できるのかできないのか、またその理由をお聞かせください。

新聞報道によると、小泉総理大臣のことし冬の期末手当は542万円でした。しかも、その一部を返上しているとありました。衆議院議員が期末手当を返上することができ、市議会議員ができない理由をお聞かせください。また、費用弁償については、衆議院の国会等移転特別委員長に就任した民主党の河村たかし衆議院議員が、委員長手当を返上したところ、衆議院法制局は、歳費と異なり手当とは必要経費に充てるもので、要らなければ支給せず、受けとらなくても寄附にならないと判断し、支給を見送ったとのことです。衆議院議員は返すことができ、市議会議員は返すことができないという理由をお聞かせください。

第133号議案について、この議案は、外部からの不当な圧力に対し職員の身を守るために委員会を設置するというものですが、その一方で、市民は職員から不公平、不公正な扱いを受けています。紙屋町地下街の管理運営を委託する際、提案型入札の参加資格を当然有しながら参加できなかった会社、学校給食のデリバリー事業に参入する資格を有しながら契約に参加させてもらえなかった会社、特定の個人、団体にのみ行政の情報が流され、

情報がおくれたため不利益をこうむった個人や団体、これらの市民は、担当課へお願いや抗議をしてもはねつけられ泣き寝入りを強いられています。

この条例第8条第1項によると、「職員は、自ら又は他の職員の事務執行に関し公正を害する事実があると考えられる場合は、規則で定めるところにより、当該職員の任命権者及び委員会に対し、その旨を通報することができる」とあります。ある職員から不当な扱いを受けた市民が苦情申し立てを行った場合、苦情を聞いた別の職員は、任命権者、すなわち市長及び調査委員会に対し、その旨を通報することができることになっています。また、第8条第2項で、任命権者すなわち市長及び調査委員会は調査をしなければならないとあります。この条例が可決成立したならば、不当な扱いを受けた市民は、苦情を聞いた職員からの通報によって、この市長や調査委員会による調査を実施してもらえるのかどうかお答えください。

以上で質疑を終わります。誠意ある御答弁をお願いいたします。(拍手)

○浅尾宰正 議長 企画総務局長。

◎三宅吉彦 企画総務局長 133号議案の関連で、市民と広島市公正職務調査委員会との関係の御質問がございましたので、お答えいたします。

広島市公正職務調査委員会は、事務執行の公正を確保するために、職員から、職員の事務執行に関し公正を害する事実がある旨の通報を受けた場合に必要な調査を行い、関係する任命権者に通報することなどをその役割と予定いたしております。

したがって、御提案の、市民から直接委員会が通報を受けることは本条例では予定していませんが、例えば、職員が市民からの情報提供により知った事実について、みずからまたは他の職員の事務執行に関し公正を害する事実があると考えられる場合には、条例第8条に基づき、委員会にその旨を通報することは可能でございます。

以上でございます。

○浅尾宰正 議長 環境局長。

◎今田幹男 環境局長 第131号議案についてお答えをさせていただきます。

まず最初に、31.25%の値上げという激変を緩和することは考えなかったのかという御質問でございました。

今回のごみ処分手数料改定につきましては、先ほど来御答弁申し上げておるとおり、平成16年度から19年度までの4年間の必要経費とごみ量などをもとに算定しております。そういったことで、やむを得ず処分手数料の改定を行うことを今回提案させていただいております。

今後の改定期間につきましては、社会経済情勢やごみ処理経費の変動を考慮し、議員御提案の趣旨も踏まえながら検討したいと考えております。

次に、新安佐南工場が供用する時点ではどうかという御質問でございました。

本市における使用料、手数料の考え方でございますが、これは、向こう4年間の公共サービスに係る人件費、物件費、維持補修費、減価償却費、利子償還金等の合計額を平均利

用見込み額の件数で除して算定する総原価と、合計額から減価償却費と利子償還金を除いて算定する運営原価の二つがございます。新安佐南工場が供用する時点で、そのときの総原価を計算し、その値をもとに、そのときの社会経済情勢、市の財政状況など総合的に勘案して判断をしております。

次に、手数料改定につきまして、排出事業者への周知徹底、そして、指導あるいは排出事業者からの直接徴収など、収集運搬許可業者の負担を軽減する方策についての御質問がございました。

排出事業者への周知徹底につきましては、これまでも、処分手数料の改定時には、本市広報紙「ひろしま市民と市政」に掲載するとともに、排出事業者向けに手数料改定をお知らせするチラシを作成し、配布しています。また、一定規模以上の大規模事業所、約 700 事業所でございますが、これに対しては、市職員が直接訪問して分別排出等の指導を行っており、その訪問時に排出事業者責任という観点から、費用負担を含め適正処理を行うよう指導しております。

今回の手数料改定に当たっても、収集運搬許可業者の負担とならないよう、排出事業者責任のもとで、排出事業者がごみ処分手数料について適正に負担するよう周知を図りたいと考えています。

このため、市広報紙への掲載のほか、収集運搬許可業者を通じて、全排出事業者に改定についての通知文と分別排出や減量化についての要請文を配布するとともに、広島商工会議所の機関紙「広島商工会議所所報」へ掲載を依頼することにしております。また、議員御指摘の、ごみ処分手数料を直接排出事業者から徴収する方法としては有料指定袋制度がございます。この有料指定袋制度については、他都市における導入に伴う効果や生じている問題点などを詳細に整理した上で、指定袋制度が本市のごみ処理の実情に適合するものかどうか、今後研究してまいります。

以上でございます。

○浅尾宰正 議長 都市計画局長。

◎高東博視 都市計画局長 132 号議案につきまして、市街化区域の指定の考え方及び市街化が進んでいない地域は見直すべきではないかというお尋ねがございました。

市街化区域は、都市計画法に基づき、秩序ある土地利用の推進や計画的な公共施設整備による良好な市街地の形成を図るため、おおむね 10 年後の人口及び産業の見通しなどを踏まえ、広島県が指定をしております。

市街化区域を市街化調整区域に変更すること、いわゆる逆線引きでございますが、次のような課題がございます。

まず一つには、既に住民が市街化区域であることを前提に、土地活用などの生活設計をしておること、それから、2 番目に、下水道、道路、公園などの基盤施設を計画的に整備することを目的に、市街化区域内については都市計画税を賦課してきているということがございます。こういったことから、いわゆる逆線引きについては慎重に対応する必要がある

ると考えております。

しかしながら、今後、人口が減少に転じる見通しの中で、効率的な都市経営が求められております。市街化区域及び市街化調整区域の区域区分のあり方につきまして、次回の都市計画総合見直しに向けまして、広島県と協議をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○浅尾宰正 議長 下水道局長。

◎中本信雄 下水道局長 3点につきましてお答えを申し上げます。

まず、市街化区域で、実質的には市街化していない地域においても下水道整備をするのかといったような趣旨の御質問でございます。

下水道は、市街化区域内に必要な都市基盤施設として順次整備を進めてまいりました。その結果、汚水整備については本年度末で概成する見込みでございます。今後、残る未整備区域の中には、これまでに比べ投資効率の悪いところもありますけれども、都市生活における最低限必要な施設といたしまして下水道整備を進めてまいります。

それから、次に、下水道は普及以外にも事業を進めているが、どのように事業の優先度を考えるのかといった趣旨の質問でございます。

下水道は、市民が健康で安全かつ快適な生活を送る上で必要不可欠な都市基盤施設であり、今後、中長期的に取り組むべき事業といたしましては、汚水整備のほかに、浸水対策や老朽施設の改築更新、雨天時に合流式下水道から放流される汚濁水に対する対策、それから、高度処理の導入などがあります。汚水整備については、本年度末で概成する見込みであり、次期財政収支計画期間におきましては、特に市民生活にかかわりの深い浸水対策や下水道施設の機能維持に不可欠な改築更新に整備の重点を置いて事業を進める予定でございます。

それから、最後に、市街化区域外の汚水処理についてはどうなのか、関係3局により協議をしているということだが、その内容はどうかという趣旨の御質問でございます。

市街化区域におきましても、川や海の水質保全、生活環境の改善を図るため、生活排水対策は必要と考えており、本市では、公共下水道、農業集落排水事業、合併処理浄化槽設置整備事業の三つの手法により行うこととしております。市街化区域外は、全体面積が広い上に、人口密度も地区によって大きな差がありますので、投資効果も踏まえて、地域の特性に応じた効率的な手法を定める必要があります。このため、下水道局では、国土交通省、農林水産省、環境省の3省から示された基準を参考に、公共下水道で整備すべき区域の見直しを行い、経済局、環境局との調整を行っているところであります。

これらの区分けを行うためには、それぞれの事業に対する国の補助制度や、これに伴う市の負担額の見通しを踏まえた慎重な判断が必要となります。国の補助制度の動向は不確定であることから、現時点で計画策定時期を明らかにするのは困難でありますけれども、作業は今年度末を目標として急ぎたいと考えております。

以上でございます。

○浅尾宰正 議長 選挙管理委員会事務局長。

◎角田里利 選挙管理委員会事務局長 第 124 号議案に関し、議員報酬の返納についてお答えいたします。

市議会議員が報酬を返納した場合、公職選挙法第 199 条の 2 で定めている公職の候補者等の寄附の禁止の規定に抵触するおそれがあります。これに対して、内閣総理大臣や国務大臣等が支給された給与の一部を国に返納する場合には、昭和 61 年、1986 年 12 月 22 日施行の特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律により、公職選挙法上の寄附の禁止の規定を適用しないこととされていることから、問題は生じないものです。

次に、市議会議員に対する費用弁償を受け取らないことについてでございますけれども、地方自治法の第 203 条第 3 項及び第 5 項の規定に基づいて、市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例が定められており、その中で、議員が議会や常任委員会に出席した場合など、職務を行うために要する費用として、日額 1 万 1000 円を弁償することとされています。費用弁償については、条例で支給額が定められております。これを返納された場合は、公職選挙法上の寄附の禁止の規定に抵触するおそれがあると考えています。

なお、この件につきましては、総務省にも見解を求めましたところ、同様の見解でございました。

以上です。

○浅尾宰正 議長 14 番。

◆14 番（松坂知恒議員） 料金改定の件ですけれども、やはり下水道もごみの処理もですね、必要な施策とは思いますが、やはり大きな工事を伴うゆえに料金の値上げを定期的にせざるを得ないということではですね、やっぱり市民の負担はたまったものではない。やはりコストの削減とか事業の圧縮とか、焼却場であれば規模の圧縮、工期の延長ということも当然考慮しなければいけないわけで、そういう答弁がないですね、お二人の答弁に。とにかくしなければいけないことは、やみくもにという言葉は使われなかったけれども、どんどんやっていくんだという発想しか両局の局長さんになんかいないところに問題があると言わざるを得ません。ごみが市中にあふれてははいけないからごみを集めるサービスをしないとイケないとか、あるいは汚水についても適切な処理をしないとイケないから工事をするんだということはわかるんだけど、じゃあ、市が破産してですね、国の管理する団体に下がってもいいのかということをお求めたいと思うわけです。

一つ聞きたいのはですね、この料金徴収方法ですね、これをやはり改善しないと、幾ら周知徹底を図ってもですね、排出業者と収集運搬業者の間での話し合いで、幾らで引き取ってくれということが決まるわけですから、なかなかその料金の負担というのをですね、自動的にじゃあ上乗せして徴収しましょうということになりにくい。村上議員も先ほどその点は指摘されておられたし、ほかの多くの議員もそれを指摘されましたけれども、やはりですね、値上げを施行する 16 年の 4 月 1 日までに、この料金徴収方法の改善、その有料袋という方法も一つの選択肢でありましょうし、あるいは大型ごみの場合は、金券を買っ

て、それをゴミ袋に張って出すと。重さをはかって、10キロのゴミなら10キロの金券を張って出すと、郵便切手と同じ方法ですよ。郵便局へ切手を買って行って切手を張って封筒を出すのと同じように、コンビニに行って金券を買ってゴミ袋に張って出せば、張ってなければ郵便局集めませんが、同様にできるんじゃないですか。そういう工夫をせずにですね、ただ値上げをして、さあ徴収してくださいというのではですね、やはり業者も多くの市民も納得できないと思いますけれども、そういう方法、すぐは考えていらっしやらないとか研究したいと言うんだけど、4月1日までにその研究した成果があらわれるんですか。それを約束していただきたいと思うんですけど、環境局長、お答えください。

それから、選管の方は、費用弁償について一たん受け取ったのを返納すると寄附になるということなんですけど、河村たかし衆議院議員はですね、これは要らないと、費用がかからなかったんだから、私は要らんですと言ったら、衆議院法制局は寄附にならんという判断をしたんですね。そこの答弁がないですね。新しい法律が何かあるのか。総務省に考えを聞かれたんだったら、きちんと聞いて、きちんと回答していただいた結果をこの場でお聞かせいただきたいと思うんだけど、お答え、新たな説明がいただけるのであればお答えいただきたいと思います。

2点について答弁を求めます。

○浅尾幸正 議長 環境局長。

◎今田幹男 環境局長 ふえ続けるごみの減量、そして、事業系ごみの分別の徹底ということについては、これは非常に重要なことであるというふうに認識をいたしております。現在、検討しておりますゼロエミッションシティ推進協議会の中でも、特に、事業系ごみの分別の徹底、減量ということについては非常に大きなテーマになってございまして、今議員の方からお話のありましたいわゆる指定袋制度についても、これは事業者の方に経済的なインセンティブを与えるということで、効果があるのではないかというような御提案をいただいております。ただ、それに処分手数料も含めて有料指定袋制度にするということになりますと、これにつきましては、先ほど来申しておりますように、他都市において、導入に伴う効果もあるわけですが、生じている問題点、そういったものを詳細に整理した上で、指定袋制度が本市のごみ処理の実情に適合するものかどうか、今後研究してまいりたいというふうに思っております。

したがって、4月1日までに、この有料指定袋制度が導入できるかということについては、時間的に困難でございます。

以上でございます。

○浅尾幸正 議長 選挙管理委員会事務局長。

◎角田里利 選挙管理委員会事務局長 先ほどの国会議員の費用弁償の扱いについて調べてみました。そうしますと、国会議員の場合は、費用弁償の考え方が実費弁償であるという考え方に基づいて、実費として使わなかったものについては受け取らないという趣旨

に基づいて、衆議院事務局が合法であると独自に判断されたと聞いております。

これは、選挙管理委員会の立場では、これ以上、費用弁償の内容については申し上げることができませんので、ここまででとどめさせていただきます。

以上です。

○浅尾宰正 議長 14 番。

◆14 番（松坂知恒議員） 環境局長の今の答弁は、非常に、みずからすべき作業をですね、してこなかったと、宿題をしなかった。今からしろと言っても、4月1日の年度明けまでには間に合わんとしやあしやあとおっしゃっておられるんだけども、そんなことでは、そういう仕事ぶりでいいのかということ、あすも局長さんとは対戦がありますので、あすの対戦に議論の場は移したいと思いますので、これで終わります。